

大阪府グリーン配送実施要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、大阪府（以下「府」という。）の物品調達におけるグリーン配送の実施に関し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において「物品調達機関」とは、大阪府処務規程（昭和28年大阪府訓令第1号）第1条に規定する室、局及び課、大阪府教育委員会通則（昭和24年大阪府教育委員会規則第1号）第8条第2項に規定する室及び課、大阪府警察組織規則（平成6年大阪府公安委員会規則第19号）に規定する警察本部及び警察学校、大阪府議会事務局規程（昭和49年大阪府議会事務局規程第2号）第2条第1項に規定する総務課、議事課及び調査課、大阪府人事委員会事務局、大阪府監査委員事務局、大阪府労働委員会事務局、大阪府選挙管理委員会事務局、大阪府財務規則第2条第2号に規定する予算執行機関（大阪府東京事務所を除く。）及び大阪府行政文書管理規則第2条第4号に規定する出先機関（大阪府財務規則第2条第2号に規定する予算執行機関を除く。）をいう。

2 この要綱において「車種規制非適合車」とは、自動車から排出される窒素酸化物及び粒子状物質の特定地域における総量の削減等に関する特別措置法施行令（平成4年11月26日政令第365号）第4条各号に掲げる自動車であって、自動車から排出される窒素酸化物及び粒子状物質の特定地域における総量の削減等に関する特別措置法（平成4年6月3日法律第70号）第12条第1項で規定する窒素酸化物排出基準又は粒子状排出基準に適合しないものをいう。

3 この要綱において「大阪府グリーン配送適合車」とは、次の各号のいずれかに該当する自動車をいう。

- (1) 大阪府生活環境の保全等に関する条例第42条に規定する低公害車
- (2) ガソリン自動車（ただし、車種規制非適合車を除く）
- (3) LPG自動車（ただし、車種規制非適合車を除く）
- (4) ディーゼル自動車（ただし、車種規制非適合車を除く）

4 この要綱において「グリーン配送」とは、府が締結する物品売買契約の一方の当事者である事業者（以下「物品納入業者」という。）に対して、当該契約の履行条件の一つとして、第1項に定める物品調達機関への物品の配送業務（配送委託を受けた事業者が行う場合を含む。）に自動車（二輪自動車を除く。）を使用する場合に、大阪府グリーン配送適合車を使用させることをいう。

(実施方法)

第3条 物品調達機関は、調達しようとする物品の売買契約書に「別紙グリーン配送の条件を遵守すること。」という文言を記載し、グリーン配送の条件を添付の上、入札等にあたり、物品納入業者に示すものとする（売買契約書を作成しない場合にあつては、入札等にあたり、知事が別に定めるグリーン配送の条件を物品納入業者に手交又は提示するものとする。ただし、仕様書等発注に要する書面を作成する場合にあつては、「知事が別に定めるグリーン配送の条件を遵守すること。」という文言を記載するものとする（請書を徴する場合にあつては、請書に「知事が別に定めるグリーン配送の条件を遵守します。」という文言を物品納入業者に記載させるものとする。）

2 環境農林水産部環境管理室交通環境課長は、物品納入業者等（物品納入業者又は物品納入業者の委託を受けて配送を行う事業者をいう。以下同じ。）又は物品納入業者等とな

る可能性のある事業者から大阪府グリーン配送適合車について大阪府グリーン配送適合車届出書の提出があったときは、大阪府グリーン配送適合車ステッカー及び大阪府受付印を押した大阪府グリーン配送適合車届出書の写し（以下「大阪府グリーン配送適合車届出済証」という。）を交付するものとする。

3 環境農林水産部環境管理室交通環境課長は、大阪府グリーン配送適合車届出書に記載した事項に変更が生じたときは、物品納入業者等又は物品納入業者等となる可能性のある事業者に変更届を提出させるものとする。

4 物品調達機関は、地方自治法第234条の2第1項の検査（以下「検品」という。）の際、物品納入業者等に対して大阪府グリーン配送適合車届出済証若しくは自動車検査証を提示させ、又は配送車両を確認するとともに、使用車に関する書面を提出させ、検査を実施するものとする。ただし、検品の際、次のいずれかに該当する場合は、物品納入業者等から使用車に関する書面を徴収しないものとする。

(1) 物品納入業者等が、大阪府グリーン配送適合車届出済証を提示したとき。

(2) 物品納入業者等が、配送に大阪府グリーン配送適合車以外の自動車を使用していないことを物品調達機関が確認したとき。

5 環境農林水産部環境管理室交通環境課長は、前項の規定による使用車に関する書面を物品調達機関から受けた場合は、必要に応じ、物品納入業者等に自動車検査証等の書類の提示又は提出をさせ、検査を実施するものとする。

6 環境農林水産部環境管理室交通環境課長は、前項の検査ほか、グリーン配送の適正な運用に必要な限度において、検査を実施することができるものとする。

7 環境農林水産部環境管理室交通環境課長は、物品納入業者等が大阪府グリーン配送適合車以外の自動車により物品配送を行っていたことを確認した場合は、物品納入業者に以後知事が別に定めるグリーン配送の条件を遵守する旨の誓約書を提出させるものとする。

（細則）

第4条 この要綱に定めるもののほか、グリーン配送の実施に関し必要な事項は、別に定める。

附則

（施行期日）

1 この要綱は、平成14年4月1日から施行する。ただし、第3条第2項及び第3項の規定は、平成13年12月25日から施行する。

（大阪市及び神戸市が実施するグリーン配送との連携）

2 大阪市グリーン配送実施要綱に基づく大阪市グリーン配送適合車の届出及び神戸市グリーン配送ガイドラインに基づく神戸市グリーン配送適合車の届出は、大阪府グリーン配送適合車の届出とみなす。

附則

（施行期日）

この要綱は、平成15年4月1日から施行する。

附則

（施行期日）

この要綱は、平成15年9月1日から施行する。

附則

(施行期日)

この要綱は、平成16年4月1日から施行する。

附則

(施行期日)

この要綱は、平成17年4月1日から施行する。

附則

(施行期日)

この要綱は、平成21年1月1日から施行する。

附則

(施行期日)

この要綱は、平成21年8月1日から施行する。

附則

(施行期日)

この要綱は、平成23年4月1日から施行する。